

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和7年4月24日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に説明書等について不知、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年4月24日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 メディスト Tess シーリングシステム 1台
 マークランプ（大） 3本
 マークランプ（小） 1本
- (2) 納入期限 令和7年5月31日
- (3) 納入場所 みやざき動物愛護センター（宮崎市清武町木原4548-3）
- (4) 契約期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日まで
 （2025年6月1日から2030年5月31日まで）

(5) 入札方法

ア (1)の借入等について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

3 借入物品の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下、「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者であると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目がその他であること、又は業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類で、種目が医療機器又は理化学機器であること、若しくは営業種目が農林水産土木機器類で、種目が農林水産業機器であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件契約の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

キ 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

ク 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けてないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当

郵便番号880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号0985-26-7077

イ 提出期限 令和7年5月9日 午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当

郵便番号880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号0985-26-7077

- (2) 期間 令和7年4月24日から令和7年5月9日まで

（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当
- (2) 期間 令和7年4月24日から令和7年5月9日まで
(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

8 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和7年5月7日 午後5時
- イ 提出先 宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
(アドレス eiseikanri@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札と開札

- (1) 場所 県庁7号館 741号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和7年5月13日 午前11時00分
- (3) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。郵便、送付、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し又は取り消すことができる。
- (8) 入札金額は、仕様書に記載されている契約内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。

- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985-26-7077

15 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。